

7 生徒指導

(1) 生徒指導総合対策会議

ア 趣 旨

児童生徒の生徒指導上の問題や課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するための専門的な支援と助言を行い学校・家庭・地域社会等における児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

イ 委 員

会 長	飯 田 俊 穂	安曇野ストレスケアクリニック院長
副 会 長	上 村 惠 津 子	信州大学教育学部附属教育実践総合センター教授
委 員	青 沼 架 佐 賜	長野市民病院小児科長
〃	中 嶋 慎 治	中嶋慎治法律事務所弁護士
〃	蒲 生 路 子	信州しらかば法律事務所弁護士
〃	遠 山 善 治	長野県下伊那農業高等学校長
〃	藤 森 一 俊	長野市立七二会中学校長
〃	内 田 宏 明	長野県社会福祉会副会長
〃	夏 目 宏 明	長野県精神保健福祉士協会副会長
〃	藤 田 直 子	長野県臨床心理士会理事
〃	角 田 恵 子	中央児童相談所相談判定課長
〃	柳 澤 仁 志	県警少年課サポートセンター室長

ウ 職 務

- ① 学校及び教育委員会に専門的見地から助言を行う。
- ② 会議の部会の活動に対し専門的見地から助言を行う。

(2) 長野県不登校対策検討委員会

ア 趣 旨

本県の不登校児童生徒の深刻な実態を受け、その課題解決に向けて、県と市町村の教育委員会が共通理解や相互の認識を深め、学校・家庭・地域社会等に的確かつ迅速に対応するために検討委員会を設置した。

イ 委 員

委 員 長	山 口 利 幸	長野県教育委員会教育長
副 委 員 長	近 藤 守	長野市教育委員長
委 員	小 山 壽 一	上田市教育長

委員	荒井今朝一	大町市教育長
〃	松村隆	中川村教育委員長
〃	本庄利昭	山形村教育長
〃	宮寄貞子	長野県スクールソーシャルワーカー
〃	上村恵津子	信州大学教育学部附属教育実践総合センター教授

ウ 職務

- ① 長野県の不登校の現状と課題を整理する。
- ② 当面の対応策・中期的な方針等を策定する。
- ③ 県及び市町村の施策の評価を行う。

(3) スクールカウンセラー等の配置

臨床心理士、精神科医、大学教授等のスクールカウンセラーを中学校 89 校に配置し、近隣の中学校及び学区内小学校を含め、児童生徒及び保護者の教育相談や教職員への助言等に対応した。4 教育事務所配置のスクールカウンセラーを全ての県立高校の要請に応じて派遣し、生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行った。

また、不登校及び不登校傾向の児童への対応として子どもと親の相談員を 30 校に配置し、相談支援体制の充実を図った。

(4) スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

教育事務所に 5 名の SSW を配置し、不登校専門相談員や生徒指導専門指導員の学校訪問をふまえ、関係機関のケース会議に参加した。不登校児童生徒地域支援チーム整備事業との連携を強め地域における支援活動の広がりを目指した。

(5) 教育相談員の配置・24 時間いじめ電話相談の実施

総合教育センターに教育相談員（臨床心理士）を 1 人配置し、教育相談専用電話により児童生徒や保護者らの電話による悩み等の相談および来所相談に応じた。

いじめ問題に対応するために、電話相談による「児童生徒のいじめ電話相談窓口」を 24 時間体制で行った。

(6) 生徒指導研修の充実

児童・生徒の個性尊重と潜在能力の伸長をめざし、心を理解する感性を磨き、よりよい人間関係をつくるための予防開発的生徒指導を推進するとともに、生徒指導上の今日的課題の理解と対応を学ぶための研修講座総合教育センターに開設。また、生徒

指導において各学校や地域で中核的役割を担う教員の養成をめざし、生徒指導専門研修を実施。

(7) 「笑顔で登校」支援事業

ア 趣 旨

子どもたちが笑顔で登校できるようにする市町村教育委員会の計画する不登校対策で、効果的あるいはモデル的な事業に対して補助する。(平成 22 年度～24 年度)

イ 事業状況

市町村教育委員会が主体となっていく、不登校児童生徒の抱える課題の改善に効果が期待される事業の中で、次に掲げる事業を対象とする。

① 事業区分

- ・地域内連携を強化して子どもたちへの支援の充実を図る事業
- ・家庭への支援の充実を図る事業
- ・不登校の未然防止のために学校力の向上を図る事業
- ・民間施設との連携に係る事業

② 実施結果 48 件【31 市町村・広域連合 教育委員会】

(8) 不登校児童生徒地域支援チーム整備事業

ア 趣 旨

不登校の実態や学校現場の抱える課題を迅速に把握し、問題解決に向けた指導助言を行う「不登校児童生徒地域支援チーム」を教育事務所に設置し、市町村教育委員会・学校・家庭・民間を含む関係機関と連携して、支援の充実や不登校の児童生徒の環境改善に努め、管内の不登校対応に係る中核的機能を果たす。

イ 実施状況

- ① 各教育事務所に配置した不登校専門相談員とスクールソーシャルワーカーが連携して、不登校児童生徒へのきめの細かな支援と共に環境改善のための学校指導を行う
- ② 各教育事務所の学校教育課長をリーダーとして、生徒指導専門指導員・不登校専門相談員、スクールソーシャルワーカーが中核となって全指導主事がチームとして、管内の市町村教育委員会や学校における不登校対策の推進を支援する。
- ③ 年 2 回の全県研修会や各教育事務所ごとの地区推進会議を実施し、不登校対策に関わる研修を行う。

(9) 家庭との連携促進事業

学校と家庭との一層緊密な連携のもとに、非行防止、健全育成を図るため、家庭訪

問による指導の充実を図った。

(10) 中・高連携強化事業（中・高連絡協議会）

高校に入学した直後の生徒が、学校生活や学業に適応できず問題行動をおこす傾向がある。一人ひとりの生徒が生き生きとした学校生活を送るためには、中・高の生徒指導の密接な連携を一層強化し、地域ぐるみで生徒の健全育成を図る必要がある。

このため、旧通学区ごとに中・高生徒指導連絡会議を開催し、連携を強化・充実して地域ぐるみで生徒の健全育成に努めた。